

**R D 最終処分場において実施されるべき
対策工について**

〔 第14回対策委員会 〕

平成20年3月

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

R D最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	池田こみち
-----	-------

1 R D最終処分場において実施されるべき対策工について

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢR D最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

既にご提案しているとおり、A-2案です。

- ② ①で選定された理由を記載願います。

その他の方法では、緊急対策、恒久対策ともに不十分となるためです。ただし、A-1案は費用がかかりすぎる点で除外しています。このたび実施された追加掘削調査によってあらたに多くの違法な廃棄物の存在が確認されました。空のドラム缶はすでにその中の有害物が処分場内に流出したことを示しているとも考えられます。有害物のみの除去、違法廃棄物のみの除去は、あり得ないと思います。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

違法に埋め立てられた廃棄物は除去すべきです。それは結果的に時間がたつことによって有害物の流出、浸出につながるからです。

重要なことは、どのような有害物かが現時点ですべて把握しきれないということだと思います。長期的な視野に立って不安を払拭するためには、どのような廃棄物が有害物か、といったような議論は不毛です。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

許可容量を超えた廃棄物は撤去すべきと考えるのが妥当ですが、現状ではそれ以前に、有害性を重視すべきかと思います。量よりも質が問題です。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

なぜ、「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」という目標と「全量撤去」が結びつかないのでしょうか。理由が不明確です。有害物がどれとどれかが明確に判断できるのであればいいですが、それが不可能である以上、全量撤去以外には対策はあり得ません。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

特措法の適用を受けるために、緊急対策と恒久対策にわけて、早急に適用の手続きを進める必要があると考えます。地下水への汚染の流出を取り急ぎ食い止めるということをまずは前提に特措法の適用を進めるべきです。

3 報告書の取りまとめについて

- 最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

21日の委員会での議論にもよりますが、委員会が県民から付託された責任を果たし、期待に応えるためには、一定の方向を示すべきだと考えます。もっとも支持された考え方は何なのか、対策はどれかは明確にすべきです。その上で、議論の内容を整理して示すことは重油用だと思います。

R D最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名

乾 澤

亮

1 R D最終処分場において実施されるべき対策工について

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢ R D最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見ををお願いします。

- ① R D最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

有害物の全量撤去の考え方は、D案に近いものとする。その手法など内容において、A-2案や市環境調査委員会からの要請に基づくが、除去方法においては、工期、経費、周辺への影響、技術面、処分先等を勘案して総合的に検討する必要がある。

- ② ①で選定された理由を記載願います。

環境基準を超える要因物質の除去または無害化、汚染土壌や違法廃棄物の除去が必要と考えている。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

有害物とは、土壌汚染に係る環境基準（有害物質）27項目、土壌汚染対策防止法告示18号の（特定有害物質）の25項目と同法告示19号に係る（特定有害物質）9項目、地下水の水質汚濁に係る環境基準の26項目、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚染及び土壌の汚染に関する環境基準で、その基準を超えるもの又は超える恐れのある物質を含む廃棄物土と考えます。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

基本的には、撤去の必要性があると考えますが、処分先の問題等を整理する必要がある。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

2の①の通り。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

緊急対策として、地下水の汚染防止対策を行い、恒久対策として有害物の除去を行う。この中で、産廃特措法の活用を図る。

3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

問題対策委員会において、ひとつの対策案にまとめられたい。

R D最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	江種伸之
-----	------

1 R D最終処分場において実施されるべき対策工について

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢ R D最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

D案

- ② ①で選定された理由を記載願います。

A案は、許可品目の廃棄物まで撤去してしまうことに疑問を感じています。許可品目の廃棄物および非汚染土は埋め戻す必要が（少なくともこのことを検討する必要は）あると思います。この場合は全量撤去ではなく全量掘削＋有害物除去になります。このためには、今までのような現況確認調査ではなく、掘削除去を目的とした詳細調査が必要になるはずで

B案とC案は、想定どおりに対策が進むかわからないので、効果を検証するための（場合によっては対策工見直しを検討するための）評価委員会を設ける必要があります。

廃棄物層と帯水層が接している場所および有害物質を一定量以上含んだ範囲（廃棄物と土壌）を掘削除去し、それ以外は原位置処理する方法が現時点では一番合理的ではないかと思っています。ただし、この方法を採用する場合は、掘削範囲を特定するための詳細調査をしなければなりませんし、B案とC案と同じように原位置処理部分の効果検証のための評価委員会を設ける必要もあります。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

支障を除去する目的ならば、有害物質を基準以上含んだ廃棄物と土です。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

”許可容量の超過”が対策工の選定には関係しないので考えなくてもよいと思います。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

廃棄物全量撤去なら直接結びつかないと思います。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

法令を無視して対策工の選定を行うことはできないと思います。

3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

複数対策工の掲示でもよいと思います。ただし、各案を採用する場合に必要な処置（詳細調査の実施や技術評価委員会設置など）について書いておく必要があると思います。

以上は、素案にある支障の除去および対策工の選定を前提にしています。

RD最終処分場において実施されるべき対策工について

委員氏名 梶山 正三

1 RD最終処分場において実施されるべき対策工について

RD最終処分場問題対策委員会委員会報告(答申)〈素案〉ではⅢRD最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① RD最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとご考えの対策工を選定し、記載してください。

- ◆既に何度も述べているようにA2案である。
- ◆ただし、それは、事務局作成の「素案」に記載されているA2案と違う点がいくつかあることも既に何度も指摘したとおり。
- ◆以下、修正されたA2案を「委員提案」という。

- ② ①で選定された理由を記載願います。

- ◆この点も既に委員提案の書面で十分に述べている。
- ◆要約すると、A1案は、次の3つの点で委員提案に劣る。
 - 第1に、現場で得られる埋め戻し可能な土壌を使用せずに外部からわざわざ持ち込むことによるコストアップ(委員提案はゼロ)。
 - 第2に、埋め戻しに使用可能な土壌を外部搬出し、埋立処分場に埋め立てることによる運搬費と埋立費相当分のコストアップ。
 - 第3に、埋め戻しを、掘削前の形状に戻すために掘削量と同量の土壌を使用することによるコストアップ(委員提案ではゼロ)。なお、第1と第3は同じことを言っているように見えるかも知れないが、実は意味が違うことに注意。
- ◆他の案は、しゃ水壁の不完全性と経年劣化を考慮していないこと、及びモニタリングを永久に継続しなければならないことから生活環境保全上の支障が未来永久に残るので対策になっていない。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のご考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

- ◆「有害物の撤去」という議論は克服されたと理解している。事務局の質問の仕方そのものがおかしい（証人尋問では、このように誤った前提をもとにした質問を「誤導」といい、ルール違反として禁じられている）。
- ◆特措法も廃棄物処理法も「生活環境の支障」をもたらすものを対策の対象としているはずである。そして、「生活環境の支障」とは「不適正処理された廃棄物」によって生ずるものとされており、「不適正処理された廃棄物」とは「処理の技術上の基準違反の廃棄物」である。その点は、平成15年の特措法の「基本方針」にも明記されている。
- ◆すなわち、「有害物の撤去」という表現は、厳に避けなければならない。「有害物」は「有害廃棄物」と異なり、廃棄物処理法や特措法上、明確な定義規定がなく、ともすると「有害廃棄物」と混同されるので使用すべきではない。
- ◆それでは、「有害物」ではなく、「有害廃棄物の撤去」ならばいいかという点、
「有害廃棄物ではない不適正処理された廃棄物」も特措法及びその基本方針において、明確に対策の対象として位置づけられている（ただし、対策工の補助率としては有害廃棄物を含むブロックは1/2、含まないブロックは1/3と差が付けられている）うえ不適正処理された廃棄物はそれが、有害廃棄物を含まない場合でもそれが生活環境保全上の支障をもたらすのであるから（その点は特措法でも当然の前提にしている）、当然撤去の対象になる。
- ◆上記のことは、「不法投棄」の場合に限らず、最終処分場として使用されている埋立地への投棄の場合にも当てはまることは、特措法及び廃棄物処理法の解釈として環境省も公認しているところである。本件処分場に即して云えば、安定4品目以外の廃棄物は全てその対象になり、先日の掘削調査でも、ほとんど全ての掘削部分に安定4品目以外の廃棄物が含まれていたことが明確になったので、結局、埋立廃棄物の全部が掘削の対象になり、かつ、委員提案のように現場選別で明白に不適正処理された廃棄物と区分できるものだけが埋め戻しの対象になる。
- ◆上記選別においては、常に「安全側に立って判断する」ことが必要であり、「疑わしきは、不適正処理廃棄物とみなす」という原則に立たなければならない。

② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

- ◆委員提案をしている立場から云えば、「全量撤去」が大前提なので許可容量を超えた部分だけを論じる意味はない。「許可容量を超えた部分か否かを問わず撤去すべきだ」ということになる。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

- ◆これは異なることを承^{うけたまわ}る。全量撤去すれば「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」という目標が確実に達成できるのであるから、「直接的に結びつかない」という事務局の云う意味が不明である。
- ◆察するに、「全量撤去以外の方法でも、上記目標は達成できるじゃねーか。そんなに全量撤去にこだわるんじゃないやねえ。」と云いたいのであろう。つまり、この「質問」に事務局の本音が現れていて興味深い。
- ◆親切に答える。全量撤去以外の方法では上記目標は達成できない。
- ① しゃ水壁の不完全性、経年劣化により、生活環境保全上の支障は確実に残り、かつ、その程度は経年的にひどくなる。
 - ② 廃棄物の下部（底部）は、一部は地下水に直接的に接しておりまた、直接接していないところでも、廃棄物層から地下水帯水層への汚水の浸透は不可避だから、それによる汚染の継続も永久的に残る。
- ◆すなわち、「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」という目標に直接的に結びつく工法は全量撤去しかない。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

- ◆特措法だけでは全体計画の一部しかできないことは前回の委員会で山仲部長も、上田室長も当然の前提として認めていた。また、過去において県が、RD社の違法行為を見逃し、又はそれを助長していた経緯も明らかになっている。したがって、「緊急対策」としては特措法を有効活用し、恒久対策としては、県が自前で、自らの責任においてやらざるを得ないというのが現実的状况である。つまり、特措法のみを視野に入れて全体計画を立てるという前提はそもそも成り立たない。
- ◆なお、現時点においても、県が、他の費用負担者（となる可能性のあるもの）について、調査・検討・追求していないことは遺憾であり、県の怠慢と云わざるを得ない。この点は、廃棄物処理法第19条の6、第19条の8及び特措法とその基本方針の趣旨にも反するものであって、対策工の円滑な実施の上でも不可欠なので、ただちにその

点の是正が図られなければならない。

- ◆全量撤去以外の方法は、既に述べたように、「モニタリングの永久継続」「生活環境保全上の支障の残存と経年的拡大」という問題があるので、そもそも「対策の円滑な実施」はあり得ない。
- ◆特措法で緊急対策を施した後、前回委員会で山仲部長が指摘したように長期計画のもとで、「単年度予算の執行」（年度ごとの予算査定）というプロセスのもとで、着実に目標達成を目指すしかないのである。

3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

- ◆委員会としての採択すべき対策工に関する答申としては、1つに絞らなければならない。
- ◆少数意見として、全量撤去以外の方法を支持する意見があれば、それを「個別意見」として、当該委員が望むならば記名入りで答申に記載することは差し支えない。
- ◆対策工を1つに特定しない答申であれば、私は、そのような答申は到底支持することはできないので、答申に関与した委員の一員として答申に名前を残すことは拒否する（手続的にはその段階で「辞任」することになる）。

4 その他、付け加えるべき意見(事務局の質問書にはない項目)

諸般の事情で、私は、3/21と3/26の委員会には出席できないことになったので、対策工の決定、答申作成に関しては、この書面に記載したものを私の意見として取り扱ってもらいたい。なお、必要ならば、他の委員に委任状を託して、多数決その他において、意思表示の必要がある場合に、代理人としての意思表示して頂くことを考えている。

委員提案に関して、他の委員から疑問が提出されているが、その多くについては、前回委員会で口頭で答えたつもりである。この点も必要があれば、書面などで補足したいが、3/26までにそれをする時間が取れるかどうか疑問（提案者間での合意が必要なので）である。

以上

R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	木村 利兵衛
-----	--------

1 R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢ R D 最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D 最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

A-2案

ただし、廃棄物全量撤去については安定型処分場の許可品目以外の廃棄物と汚染土壌

- ② ①で選定された理由を記載願います。

次世代（子々孫々）に環境破壊（地下水汚染、有害ガス）の不安要因を残さないため。

安定型最終処分場の廃止基準を満たすため。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

安定型最終処分場の埋立て許可品目以外の廃棄物、医療系廃棄物、焼却灰、廃木材、汚染土壌

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

RD安定型最終処分場の廃止基準をクリアするためには撤去が必要(項目-構造基準に適合していること)

許可品目の埋立廃棄物が有害物質で汚染されているおそれがある。その対象廃棄物約30万m³は適正な処分が必要。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

現時点での地下水汚染の原因物質が除去できる場合は「全量撤去」の必要性はありません。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

経済的な理由で汚染原因物が除去されずに恒久対策を講じることは考えられません。

(設問の意味が理解できません)

3 報告書の取りまとめについて

- 最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

一本化が望ましいが時間的、地理的条件等で委員間の調整が困難と思うので複数の対策工も「やむを得ず」と考えます。

R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	島田幸司
-----	------

1 RD 最終処分場において実施されるべき対策工について

RD 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢRD 最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① RD 最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

D案が経済的、技術的にもっとも合理的な手段であると考えます。

（産廃特措法基本方針の有害産業廃棄物およびこれによって汚染された土壌等はこれまでのボーリング調査や掘削調査からみれば局所的に埋設されていると考えられ、これらを限定的に掘削除去しながら、B-2により原位置での浄化処理を行う。）

- ② ①で選定された理由を記載願います。

1) これまでの調査で判明してきたRD最終処分場の実態に産廃特措法および基本方針を照らしてみれば、D案がもっとも経済的、技術的に合理的である。
2) 処分場の全面的な掘削を伴う全量撤去対策工（A-1, A-2）では、工事内容および工事期間の両面から産廃特措法の対象外となる部分が多いと想定される。また、本対策工で発生する大量の撤去物の受入れ先や搬出路が確保できない場合には、これらは結局原位置で管理せざるをえず、別の（もっと深刻な）問題を発生させるのではないかと。さらには、13年～16年という長期間に発生する近接団地の生活環境への悪影響（粉塵、悪臭、工事車両等）は看過できないものである。
3) 一方、原位置での浄化処理（B-1, B-2, C）だけでは、なお残存する可能性のある有害産業廃棄物および汚染土壌への懸念を払拭できないという、原位置での浄化期間を徒に長期化させるおそれもある。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

産廃特措法基本方針に規定する「有害産業廃棄物」（特別管理産業廃棄物その他これに相当する性状を有する特定産業廃棄物）および当該廃棄物によって汚染された土壌等と考えます。

RD最終処分場においては、燃え殻、廃油、鉍さい等を内容物とするドラム缶、廃塗料等を内容物とする一斗缶および医療系廃棄物ならびにこれらによって汚染された土壌が該当すると考えます。

これらはこれまでの掘削調査で相当量が除去されていますが、元従業員や周辺住民等の証言から集中的に埋設された箇所が追加的に特定されうるならば、掘削調査を追加実施すべきと考えます。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

許可容量を超えた埋立廃棄物は撤去するのが筋ではあるが、これを撤去するための期間・費用や受入れ先・搬出路の確保、さらには撤去工事に伴う周辺環境への影響などを総合的に検討して判断すべきと考えます。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」という目標は、①いまだ残存する可能性の高い有害産業廃棄物および当該廃棄物によって汚染された土壌等を早期に特定し、これらを限定的に除去したうえで、②さらに残る浸透水・地下水汚染に対しては原位置での浄化处理により達成できるものと考えます。「全量撤去」が唯一無二の目標達成手段ではないと考えます。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

廃棄物処理法に基づく行政代執行が可能な範囲および産廃特措法の適用が可能な範囲を明確にしたうえで、まずはこれら法制度に基づいて実施できる対策工を選定することが合理的であると考えます。

次のステップとして、かりに恒久対策が必要になり、その全部または一部が法制度の適用範囲を超える場合には、超える範囲（対策工の事業項目、期間、経費等）を特定し、県民およびこれを代表する県議会への説明を徹底し、理解を求めて実施する必要があると考えます。

3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

ひとつの対策工に集約できなかった場合には、複数の対策工を列記することはやむを得ない判断と考えます。

その場合でも、各工法の有する長所・短所を明確に整理しておくべきと考えます。

R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	竹口 正敏
-----	-------

1 R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢ R D 最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D 最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

A-2案

- ② ①で選定された理由を記載願います。

R D 処分場内の廃棄物及び土壌はすべて有害物質で汚染されていると思われる為、この工法で全量撤去を行う必要がある。また、焼却炉の解体撤去も必要

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

安定廃棄物も有害物質に汚染されていわゆる雑炊状態のため全量を有害物と考えております。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

超過している廃棄物は違法であるので撤去しなくてははいけない。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

見方の違いでRD処分場そのものが住民としては精神的生活上、生活環境保全上支障と思っているので全量撤去しか選択の余地がありません。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

A-2案は住民が望む工法で住民との対話を大切にするならばこの工法が円滑に実施できると思われる。

3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

出来る限り人数の多い対策工1本に絞る事が望ましいと思うが少数意見の工法を掲げるのは良いと思いますが工法ごとに何名かを入れると良いと思う。

RD安定型最終処分場において実施されるべき対策 について

氏名	富屋 洋子
----	-------

①

実施されるべき対策に関し、安定型処分場の廃止基準がクリアされるような対策を要望し続けてきました。(各委員の皆さまの賛同を頂いていると理解しております。)

又、対策を考えるに及び、RD最終処分場問題行政対応検証委員会の結果と掘削調査の結果も踏まえて... という事になっていたと理解しております。

追加調査で処分場の容量が約72万 m^3 にという事がわかりました。

現時点での許可容量は約41万 m^3 であり、約31万 m^3 が不法投棄された事になります。この様な事は平成10年にもありました。(委員提供資料②参照)

* 検証委員会では、この時の県の対応に対して 変更許可とセットになった是正計画を認める事は本来転倒であると指摘、許可容量をはるかに超えた産業廃棄物が処分場内に存在することによる周辺生活環境の影響を重視し、地元住民の理解と協力を得て、許可容量を超過した産業廃棄物の全量撤去を前提とした是正計画を策定させることが必要であったと指摘。

同社の責任とやむを得ないかのような変更許可を行ったこと および変更許可とセットになった是正計画を受理したこととは、ともに失当であったといわざるを得ないと結論づけています。

また、産業処理業者の不法投棄等の重大かつ明白な違反行為について行政処分^の指針について(通知)(委員提供資料①)の中で... 適正処理を確保するという許可制度の目的及び意義を損ない、産業廃棄物処理に対する国民の不信を増大させるものではないかと、違反行為による被害を拡大させかねないものであることから、著しく適正を欠き、かつ公益を害するものである。(したがって、この場合には、躊躇することなく取消処分を行った上で、原状回復については、措置命令により対応すること、と述べられています。

RD安定型最終処分場において実施されるべき対策 について

類名 當座洋子 ②

RD社の違反行為（許可容量以上の廃棄物を埋めた）に対しては原状回復させる、許可容量を超過した産業廃棄物を全量撤去させる。（31万^m撤去させる。）

現時点での許可容量、約4万^mの廃棄物のうち、不適正処分された産業廃棄物と
それにより汚染された工場に対しての対策の二本柱で考える必要があると思っております。

前回の対策委員会で『有害物は除去する』という方向で合意できました。
処分場内、処分場周縁・周辺での浸透水、地下水、ガス調査の結果をみれば
有害物質が検出されています。ベンゼン、シス-2-ジクロロエチレンなどの有害物質
を単品で廃棄するという状況ではなく... ことから有害物質を含む廃棄物が
埋め立てられているので... 有害物とは、有害物質を含まない廃棄物とも言
えない（例えば、ガス調査から見れば有害ガスを発生させる要因と見られるものも
有害物と言えるように思っております。RD社が収集運搬業で取り扱っていた
廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、燃気がら等もおります。

どの様にして“有害物を除去する”のか、どの部分から有害物除去対策にとり
組むのかの議論も大切です。又、対策を行う上で差戻特措法の適用だけでなく
有害物を除去する為の補助として不法投棄物を撤去する基金があるという点
なので、支援を受けることを検討する方がよいと思っております。

廃棄物層と地下水帯水層（K2層）が接している箇所は緊急に行い
浸透水が直接地下水帯水層（K2層）に入り込めば地下水汚染をおこす
状態を改善して頂きたいと思っております。修復には遮水シートと粘土との
併用の方がより効果がある様に思っております。
(1mskの厚み)

R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名

早川洋行

1 R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）〈素案〉ではⅢ R D 最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D 最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

A-2

- ② ①で選定された理由を記載願います。

1. 不適正処理された廃棄物は処分場全体に散在している。したがって部分的対策は不相当である。
2. 許可容量を超えた廃棄物は撤去を命じるべきである。本件では、許可容量の追認が問題を発生拡大させた指摘されており、2度目の追認はありえない。
3. 処分場が住宅地や高校に隣接していることを考えると根治的な措置が望ましい。
4. A-1案よりも安価である。
5. それ以外の対策工案は、安全と安心両面の効果の点で疑問が残る。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

産廃特措法のフレームを使う以上、撤去するものの対象は明確である。

「有害産業廃棄物」ならびに「有害産業廃棄物以外の不適正処理された廃棄物」である。

尚、この場合の「有害産業廃棄物」は当然現地で汚染された土壌等も含む。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

当然である。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

「結びつかない」理由を説明して頂きたい。

「生活環境保全上の支障」が、たんに自然環境上の問題ではなく「社会環境を含めて」のものであり「社会学的な支障」であることは確認されている(第6回議事録P. 20. 21)。

それならば「直接的に結びつく」はずである。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

考慮して選定している。

- 3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

委員会としては「不適正処分された廃棄物とそれによって汚染された土壌」の全量撤去を提案する。少数意見があったことも述べる、という書き方が望ましい。

R D最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名

樋口壯太郎

1 R D最終処分場において実施されるべき対策工について

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢR D最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

B-1+処理基準違反廃棄物撤去+焼却炉解体撤去。

この場合、撤去方法については実施段階において詳細検討を行う必要がある。

- ② ①で選定された理由を記載願います。

支障除去のうち鉛直遮水壁による地下水汚染防止、焼却炉の解体撤去支障除去および地下水・浸透水の揚水処理については緊急性を有し、これの実施により大きな支障は除去することができる。次に処理基準違反廃棄物の掘削・選別・外部搬出を完璧に実施することは困難であるが、時間（産廃特措法）が許される範囲内で排除努力を行うことにより、周辺住民への影響を最小に留めるとともに、緊急対策工（遮水壁、水処理等）への負荷を軽減することができる。またこれにより廃止基準に向けての安定化を促進することができる。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

焼却灰、飛灰、廃油、汚泥等のうち埋立基準を超える廃棄物

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

できる範囲内で撤去することが望ましい。

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

支障の原因となる「処理基準違反廃棄物」を排除するとともに、遮水壁等による支障除去対策を行うため、かならずしも全量撤去とはならない。また本来、安定型処分場であるため、その機能を回復させ、将来的に適正に廃止させることが望ましい。

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

産廃特措法の期限（平成24年？）までに可能な案として、①を回答しました。期限を超えても当然、廃止基準を満たすまで水処理の継続、モニタリング、覆土管理は必要。

3 報告書の取りまとめについて

- 最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

地元、外部の様々な分野の委員で構成されているため、一つの対策工に統一するのは難しいと思いますが、できれば一つの方向性としてまとめるほうが望ましい。その際、他の（少数）意見があったことを併記してほしい。

R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

委員名	山田 宏治
-----	-------

1 R D 最終処分場において実施されるべき対策工について

R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞ではⅢ R D 最終処分場において実施されるべき対策工については、空欄となっています。この空欄を埋めるために、次の事項についてご意見をお願いします。

- ① R D 最終処分場において実施されるべき対策工として効果的で合理的であるとお考えの対策工を選定し、記載してください。

A-2案

- ② ①で選定された理由を記載願います。

いままで対策委員会で議論された中、R D 最終処分場内の有害物を永久的に生活環境上支障のおそれを除去するにはB-1及びB-2案並びにC案では永久に支障の除去は実施できないと思われる。

耐用年数30年（県の試算で確証は無いがそれ以下かもしれないと考慮した方がよい）となされているが、30年ごとの対策工では不安が残り、永久にモニタリング及び対策工の維持管理を考えると合理的で効果的と言いつたため。

2 有害物の除去に関する考え方について

前回の対策委員会では、不適正処分された産業廃棄物の撤去が議論となりました。この不適正処分された廃棄物の撤去については、安定型処分場の埋立廃棄物としての「質」と、埋め立てられた廃棄物の「量」に関して検討し、整理していく必要があります。

そこで次の事項について委員のお考えを教えてください。

- ① 前回の対策委員会では有害物を撤去すべきとの議論がありましたが、どのような廃棄物を有害物と考えておられますか。

質問の意味が良くわかりません。

対策委員会が発足されたのはR D 処分場内の違法に埋め立てられた廃棄物に起因して平成11年に硫化水素が発生して以来明らかになった生活環境上の支障となり得る廃棄物の事と考えています。

- ② 許可容量を超えた埋立廃棄物の撤去の必要性についてどのようにお考えですか。

許可容量を超過した廃棄物を容認してきたため現在このように問題化している。

なぜここで必要性を問う必要があるのでしょうか？

- ③ 対策工は、RD最終処分場からの「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」を目標に実施していくものですが、このことは「全量撤去」と直接的に結びつきません。この関連についてどのようにお考えですか。

事務局は一体何を言いたいのでしょうか？

事務局が「生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去」と「全量撤去」が結びつきません。と言い切るのはA-1案を出した事務局としてははずかしく無いのでしょうか？

今、この時期にこのような考えを事務局（県）が持っているということは始めから全量撤去は考えておらずB案で決定するつもりなののでしょうか？

予算があるのならば対策工案を事務局が提示した時点で示しておくべきであったと思いますので次回委員会ですべてを委員に明らかにするべきです。

（予算と始めから全量撤去は考えていなかったということです。）

- ④ 対策工は、廃棄物処理法で定める手順を経て代執行を行い、あわせて、産廃特措法の適用を受け、国からの支援を受けるとともに恒久対策を講じていくことが、対策工の計画的で円滑な実施につながると考えられます。このことと対策工の選定について、どのようにお考えですか。

A-2案をベースに緊急対策と恒久対策を定め、さらにコストの再計算を行い無駄な支出を抑える事が円滑な実施に繋がるものと思います。

掘削調査のように強引な決定は地元住民の理解は得られません。そのためにもB案（2件）C案、D案の選定はいたしかねます。

3 報告書の取りまとめについて

最終的に報告書を取りまとめる段階で対策工を絞る必要がありますが、仮に、各委員から異なった対策工についてご意見をいただいた場合、これら複数の対策工を報告書に掲げることについてどのようにお考えですか。

複数案の掲載といえどもほとんどが事務局の提示した案であることから委員会として1～2案を選定し報告書に掲げるべきである。

そのため、なぜこの時期に事務局が新聞報道に『県の上田正博・最終処分場特別対策室長は同対策委員会後に「有害物の除去という観点からでなく、生活環境保全上の支障、またはそのおそれを除去し、生活環境を保全するという趣旨に基づき対策を講じていく。県の調査では、特措法の基本方針に定める有害物質の基準を超過したものは認められず、全量撤去はむずかしい」と話していた。』（滋賀報知新聞記事抜粋）や嘉田知事が某議員に対して「400億円は出せない。」（某議員から聴き取り）等のA案否定発言が委員会以外に漏洩するのでしょうか？説明をお願いしたい。